

札幌市国民健康保険条例の一部改正について

1 改正項目

- (1) 子ども・子育て支援金分保険料の新設
- (2) 保険料の賦課限度額の引き上げ
- (3) 保険料の軽減判定所得基準の拡大

2 改正内容

- (1) 子ども・子育て支援金保険料の新設（条例第9条の2、第11条、第15条の6、第15条の7、第15条の8、第15条の9、第19条第5項、第19条の3第3項及び第6項、第19条の4第4項及び第8項、第19条の5関係）

子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律（令和6年法律第47号）第8条の規定により、令和8年4月から、医療保険者が被保険者から「子ども・子育て支援納付金」として徴収し、国に納付する仕組みである「子ども・子育て支援金制度」が施行される。

これに伴い、子ども・子育て支援金分保険料に係る規定を新設する。

なお、現在、令和12年度から全道保険料率の統一を目指し、北海道及び構成市町村において協議中であるが、子ども・子育て支援金分保険料については、令和8年度から全道保険料率の統一を行うことで協議が済んでいることから、各保険料率は北海道が示す「市町村保険料率」を使用することとする。

【令和8年度子ども・子育て支援金保険料率及び1世帯あたり平均保険料】

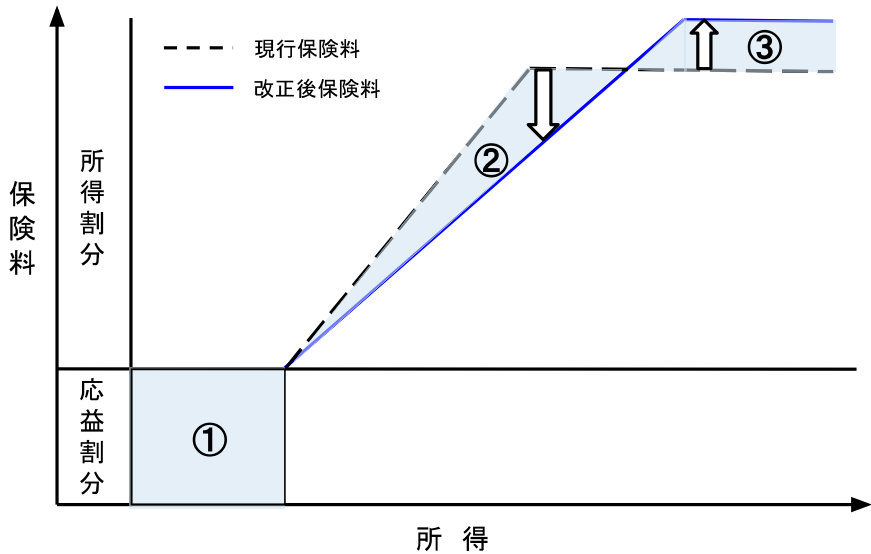
平等割	1,000円
均等割	1,000円
18歳以上均等割	100円
所得割	0.29%
賦課限度額	30,000円
1世帯あたり平均保険料（札幌市）	3,923円

- (2) 保険料の賦課限度額の引き上げ（条例第12条第1項ただし書、第19条第1項、第3項及び第4項、第19条の4第1項から第6項関係）

国では、中間所得層の負担軽減を図るため、毎年度賦課限度額の引き上げの検討を行っているが、このたび、国民健康保険法施行令の一部を改正する政令（施行日は令和8年4月1日。以下「改正令」という。）において、賦課限度額の引き上げを行ったことから、札幌市においても同様の措置を講じるもの。

区分	令和7年度	令和8年度	引き上げ
医療分	66万円	67万円	1万円
支援金分	26万円	26万円	—
介護分	17万円	17万円	—
子ども支援金分	—	3万円	3万円（新設）
合計	109万円	113万円	4万円

【賦課限度額引き上げのイメージ図】



- ①影響のない世帯…約124,300世帯（51.6％）
- ②負担減の世帯……約112,900世帯（46.9％）
- ③負担増の世帯……約3,500世帯（1.5％）

<モデルケース>（2人世帯・介護分ありの場合）

改正後賦課額は、令和7年度確定賦課時点データを用いて算出。

なお、限度額引き上げの影響に係る比較であるため、子ども・子育て支援金分保険料は含めていない。

給与収入	令和7年度賦課額	改正後賦課額	差額
200万円	222,500円	222,240円	▲260円
400万円	456,740円	456,040円	▲700円
600万円	691,460円	690,280円	▲1,180円
800万円	946,710円	945,010円	▲1,700円
1,000万円	1,064,460円	1,074,460円	+10,000円

(3) 保険料の軽減判定所得基準の拡大（条例第19条第1項第2号及び第3号関係）

国は、低所得世帯の負担軽減のため、所得が一定基準以下の場合は保険料を減額する軽減措置を講じている。今般の賃金上昇に伴って全国的に所得水準が上がっていることを踏まえ、国はこれまで軽減されていた世帯が対象外となることがないように所得基準を緩和したため、札幌市においても同様の措置を講じるもの。

区分	現行 所得基準	改正後 所得基準
7割軽減	43万円＋ (給与年金所得者数－1人)×10万円以下	変更なし
5割軽減	43万円＋ (給与年金所得者数－1人)×10万円＋ (30万5千円×被保険者数)以下	43万円＋ (給与年金所得者数－1人)×10万円＋ (31万円) ×被保険者数)以下
2割軽減	43万円＋ (給与年金所得者数－1人)×10万円＋ (56万円×被保険者数)以下	43万円＋ (給与年金所得者数－1人)×10万円＋ (57万円) ×被保険者数)以下

【軽減世帯数及び軽減額のイメージ】

いずれも令和7年度確定賦課時点データを用いて算出。

なお、軽減判定所得基準の拡大の影響に係る比較であるため、子ども・子育て支援金分保険料は含めていない。

		現行	改正後	差
7割軽減	世帯数	90,251世帯 (37.8%)	90,251世帯 (37.8%)	－
	軽減額	5,080,257千円	5,080,257千円	－
5割軽減	世帯数	29,994世帯 (12.6%)	30,514世帯 (12.8%)	+520世帯 (+0.2%)
	軽減額	1,360,205千円	1,383,735千円	+23,530千円
2割軽減	世帯数	23,210世帯 (9.7%)	23,523世帯 (9.9%)	+313世帯 (+0.2%)
	軽減額	422,419千円	427,847千円	+5,428千円
軽減なし (未申告を含む)	世帯数	95,222世帯 (39.9%)	94,389世帯 (39.5%)	▲833世帯 (▲0.4%)

※ ()内は世帯構成比